

障害福祉サービス等報酬改定に関するヒアリング資料[概要版]

特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 [あみ]

障害者の分野、特に精神障害者の分野においては、医療と福祉の財政比率が「97：3」と示されているように、福祉的支援の抜本的な拡充は喫緊の課題となっております。しかもそれは、「医療から福祉へ」というのみならず、他の障害者分野と同様に、「施設から地域へ」という流れ、つまり、地域での「普通の暮らし」を支えるものへと転換させることと連動するものでなければなりません。

今回の障害福祉サービス等報酬改定には、わが国の障害者福祉が、地域の中での当たり前の暮らしを支えるという方向に本格的に踏み出していくための足掛かりとなることが強く期待されています。

「地域で支える」「自然な暮らしを支える」ということを視点とし、次のような報酬改定を求めます。

1. 住まいの場に関して

- (1) 小規模性を維持、小規模化の促進を図るため、4～6人程度の規模を基準とした方式に改めるべき。
また、共同生活介護については、規模の大きさに配慮された報酬体系を構築すべきである。
- (2) 「入院時支援特別加算」「長期入院時支援特別加算」について、居室（退院時の住まい）が確保され円滑な支援が行えるよう、報酬体系を改めるべきである。
- (3) 「日中支援加算」について、ホーム内における日中支援を計画している場合などにおいても加算対象とするべきである。また、加算対象が、日中活動を休んだ3日目からとなっているが、1日目から対象とすべきである。
- (4) 「夜間支援体制加算」「夜間防災体制加算」について、その額が低額であるため、小規模の場合、事実上は事業者の「持ち出し」により体制が確保されており、加算額の大幅な増額が必要である。また、「必要に応じて緊急的に夜間支援を行う」という場合は加算対象とすることが必要である。
- (5) 食事提供に関わる加算を新設すべきである。
- (6) 積極的な退居支援を行う場合などにおいて生じる空室、入居開始までの事業費および居室の維持費等に対する補てんが可能となる報酬体系、助成が行われることが必要である。
- (7) 地域移行型ホームについて、23年末までに利用を開始した入居者の退居をもって廃止とすべき。

2. 日中活動の場に関して

- (1) 日中活動系事業所における報酬について、なお一層の引き上げが必要である。
- (2) 就労継続支援B型事業所において職員配置される職員数にのみ着目して算定するというような体系に改めてはどうか。
- (3) 就労継続支援B型の「目標工賃達成加算」については、当初よりその実効性には疑問が指摘されてきたところであり、廃止すべきである。
- (4) 就労移行支援事業の利用者が一般就労した場合においても継続的な相談支援、アウトリーチ支援を可能にできるような制度を設けることが必要である。

3. 相談支援事業に関して

- (1) サービス等利用計画作成にあたっては、現行の2倍以上を前提として、抜本的に改めるべきである。
- (2) 従来からの相談支援と新たに導入される個別給付としての相談支援が、双方とも拡充されるための具体的な仕組みを講じるべきである。

4. 処遇改善助成事業について

- (1) 現在の処遇改善事業は、自立支援給付として行うことが適当である。

以上

障害福祉サービス等報酬改定に関するヒアリング資料

特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 [あみ]

前回の障害福祉サービス等報酬改定では、日中活動系事業に「20 人以下」の報酬区分が設けられたことや、グループホームについて定員ごとの報酬単価を設けられたことなど、事業の小規模性に配慮した報酬体系の始まりといえるものでした。今改定においては、その方向を一層強化することが求められています。

また今改定は、診療報酬改定と介護報酬改定の同時改定とも重なる年でもあり、高齢者の医療・保健・福祉の領域においても、「医療から福祉へ」の財源とサービスの移動が課題とされていることが、関係各方面より伝えられているところです。

障害者の分野、特に精神障害者の分野においては、医療と福祉の財政比率が「97：3」と示されているように、福祉的支援の抜本的な拡充は喫緊の課題となっております。しかもそれは、「医療から福祉へ」というのみならず、他の障害者分野と同様に、「施設から地域へ」という流れ、つまり、病院や入所施設などにおける「不自然な暮らし」から地域での「普通の暮らし」を支えるものへと転換させることと連動するものでなければなりません。

障害者自立支援法の施行にあたって「施設から地域へ」を謳い、重度の障害を持った方も、在宅や地域の中でのグループホームやケアホームで支えていく方向を示しながら、旧来の入所施設は大きく内容を変えることなく、「住まい＋日中活動＋送迎のワンセットのサービス提供」により、実際には 24 時間を従来同様の施設関連の場で過ごすことを日課としている実態を変えていくことこそが求められているのです。

今回の障害福祉サービス等報酬改定には、わが国の障害者福祉が、地域の中での当たり前の暮らしを支えるという方向に本格的に踏み出していくためのしっかりとした足掛かりとなるものにしていくことが強く期待されています。

「地域で支える」「自然な暮らしを支える」ということを視点とし、次のような報酬改定を求めます。

1. 住まいの場に関して

(1) 住まいの場の小規模性を維持、および小規模化の促進が図られるような報酬体系とするため、事業規模 30 人を想定した基準報酬の算定方式を、4～6 人程度の規模を基準とした方式に改めるべきである。

また、共同生活介護については、入居者の交代や障害程度区分の変更等により報酬が変動するため、特に小規模の事業所にとってその影響は大きい。規模の大きさに配慮された報酬体系をしっかりと構築すべきである。

(2) 適切な入院機会の確保と入院の長期化の防止のため、共同生活援助、共同生活介護における「入院時支援特別加算」「長期入院時支援特別加算」については、入居者の入院時においても支援が継続されていることを前提に、居室（退院時の住まい）が確保され退院に向けた円滑な支援が行えるよう、報酬体系を改めるべきである。

例えば、入院した場合の請求を

基準①：入院日から 90 日間は基本単価の 80%を算定。（要件：週 2 回以上直接支援または主治医や医療機関等との連絡・連携、カンファレンスなどの間接支援を行うこと）。

基準②：入院日から 91 日目以降 180 日までの間は基本単価の 50%を算定。（要件：週 2 回以上、直接支援または主治医や医療機関等との連絡・連携、カンファレンスなどの間接

支援を行うこと)。

基準額③：入院日から181日目以降365日までの間は基本単価の50%を算定。(要件：週1回以上、直接支援または主治医や医療機関等との連絡・連携、カンファレンスなどの間接支援を行うこと)。

等が考えられるのではないか。

(3)「日中支援加算」について、通所サービスの利用と関わりなく、あらかじめホーム内における「日中支援」を計画している場合などにおいても加算対象とするべきである。

また、本加算の対象となっているのは、日中活動を休んだ3日目からとなっているが、1日目から対象とすべきである。例えば、疾患等により通所サービスを休む場合など、支援の量は初日から圧倒的に多い。

(4)「夜間支援体制加算」「夜間防災体制加算」について、その額が低額であるため、小規模の場合、事実上は事業者の「持ち出し」により体制が確保されているというのが実態である。加算額の大幅な増額が必要である。

また、グループホーム・ケアホーム一体型における「夜間支援体制加算」「夜間防災体制加算」について、共同生活援助対象者と共同生活介護対象者により加算請求が異なり、特に事業所が小規模の場合、制度と実態がかい離した状態となっているため、特に、小規模の一体型の場合、その特性に配慮した取扱いに改めることが必要である。

また、事業が小さいことから、日常的には夜間支援を行うという体制をとっていないが、「必要に応じて緊急的に夜間支援を行う」という場合、適切な支援体制が確認できる場合は加算対象とすることが必要である。

(5) 食事提供に関わる加算を新設すべきである。

(6) グループホーム、ケアホームから在宅への移行というような、積極的な退居支援を行う場合、運営上は常に空室を生じるリスクを抱えることとなる。また、入居者の自室での死亡時等のように新たな入居開始までに一定の期間が必要な場合もある。

そのような際の事業費および居室の維持費等に対する補てんが可能となる報酬体系(例えば、一定期間、一定比率での基本報酬の支給等)あるいは公費による助成が行われることが必要である。

(7) 地域移行型ホームについて、経過措置である23年度末の指定を受ければ以後の継続も可能とされているが、制度の趣旨に鑑みれば、最長でも23年末までに利用を開始した入居者の退居(入居期間は2年を限度)をもって廃止とすべきである。

2. 日中活動の場に関して

(1) 日中活動系事業所における報酬について、なお一層の引き上げが必要である。

① 小規模な事業所においては、複雑かつ報償的な加算制度の活用は困難な実態があり、基本報酬の底上げを基本として行うべきである。

② 就労系事業所においても、利用者への福祉保健的支援は随時提供されている実態がある。土日休日・夜間等を含め、いわゆる就労系の支援の日および時間帯以外におけるケアサービスの提供が報酬上反映される仕組みを講じる必要がある。

③ 欠席時対応にかかる加算について、請求の日数制限を外し、通所の不安定な利用者に対する支援についての積極的な評価が行われるべきである。

(2) 現状における就労継続支援B型事業所は、重度者や一般就労が困難な状態の人から一般就労を希望する人まで幅広く利用されている。そのため、手厚い支援体制を取ることにより、日々の安定的

な生活を支えるための利用にも、また一般就労に向けての利用にも、きめ細かい支援が可能となる。

就労継続支援B型を利用している精神障害者の多くは、就労の目標は持ちつつも、日常の事業所利用のもう一方の要素である生活の安定のためにはにおいては、個々人が希望するペースでの利用が望まれており、目標工賃の設定や達成を利用者全体の目標、課題とすることはなじまない場合が多い。

例えば、就労継続支援B型事業における職員配置区分について、「重度者支援体制加算」と「目標工賃達成指導員加算」を廃止し、配置される職員数にのみ着目し、サービス費を下記のⅠ・Ⅱ・Ⅲに区分し算定するというような体系に改めてはどうか。

(区分Ⅰ) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6：1の場合

(区分Ⅱ) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5：1の場合

(区分Ⅲ) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法でⅠ・Ⅱ以外の場合

(3) 就労継続支援B型の「目標工賃達成加算」については、当初よりその実効性には疑問が指摘されてきたところであり、廃止すべきである。

(4) 現状において就労移行支援事業の利用者が一般就労をした場合には、6ヶ月の定着支援を経た後サービスの利用を辞めなければならないが、サービスの利用を辞めるところに対する不安が大きく、継続を希望される方が多く存在する。利用者が一般就労した場合においても相談などによる継続的な支援を可能とする工夫が必要である。

また、定着支援を引き継ぐ形で、就労支援を行う障害者就業・生活支援センターにおいても地域により、対応可能な量を超えている現状もあり、就労以降支援事業所による継続的な相談支援、アウトリーチ支援を可能にできるような制度を設けることが必要である。

3. 相談支援事業に関して

(1) サービス等利用計画作成にあたっては、アセスメント、プラン作成、モニタリング、担当者会議の開催等々、業務内容は多岐にわたり相当な時間を要しており、現行の金額はあまりにも低すぎる。少なくとも、現行の2倍以上の水準を前提として、報酬額を抜本的に改めるべきである。

また、新たに導入される、地域移行、地域定着に関わる給付費についても、十分な実施体制を確保しうる水準とすることが必要である。

(2) 現在、民間の相談支援事業所の多くは、市町村からの委託を受けて事業の実施を行っているが、そもそも十分ではない委託料が、「相談支援の個別給付化」に対する誤った解釈により、さらに削減される動きが進行しつつある。

市町村において行われるべき相談支援（実態の多くは委託事業として実施されているもの）と、個別給付により行われる相談支援との違いについて、しっかりとした周知を行い、従来からの相談支援と新たに導入される個別給付としての相談支援が、双方とも拡充されるための具体的な仕組みを講じるべきである。

4. 処遇改善助成事業について

(1) 現在の処遇改善事業は、自立支援給付として行うことが適当である。

ただし、地域生活支援事業にかかる部分について欠落していた実態を反省し、今後は各自治体において同様の措置が取られるような新たな仕組みを提示することが必要である。

以上